

## 埼玉県準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準

埼玉県所轄の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）の設立に係る寄附行為認可及び寄附行為変更認可については、法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

### 第1 準学校法人の寄附行為を認可する場合

#### 1 立地条件について

専修学校又は各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。

#### 2 施設及び設備について

- (1) 校地及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。
- (2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該専修学校又は各種学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (3) 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、原則として、全額自己資金であること。ただし、当該専修学校又は各種学校の教育に支障がないことが確実と認められる場合に限り、設置経費の30パーセント以下については、借入金によることができる。
- (4) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。
- (5) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等については算入しないものとする。

#### 3 経営に必要な財産について

- (1) 設置経費のほか、原則として、専修学校又は各種学校の開設年度の経常経費に相当する額の自己資金を準学校法人の設立時までには保有することが確実な状態にあること。なお、この場合において第1の2の(4)及び(5)を準用すること。
- (2) 前項の規定に関わらず、校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用とする場合には、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、設置者が学校法人であって、当該学校法人の設立後、設置予定日時点において設置しようとする専修学校または各種学校の修業年限（複数の修業年限がある場合は最長の修業年限とする。以下同じ。）の2倍以上の年数が経過する学校法人にあっては、開設年度の経常経費に相当する額並びに当該校地及び校舎又は校地若しくは校舎に係る1年間の賃借料に相当する自己資金を準学校法人の設立時までには保有することが確実な状態にあることで足りる。

ア 校地及び校舎を借用する場合

年間経常経費に相当する額の修業年限分以上に相当する自己資金を準学校法人の設立時までに保有することが確実な状態にあること。

イ 校地又は校舎を借用する場合

開設年度の経常経費に相当する額及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料に相当する自己資金を準学校法人の設立時までに保有することが確実な状態にあること。

- (3) 前項ただし書きの規定は、設置予定日時点において設置しようとする専修学校又は各種学校（以下、本項において「設置予定専修学校等」という。）の修業年限の2倍以上の年数を校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用した状態において設置予定専修学校等と同程度以上の生徒数及び教職員数をもって教育の用に供する施設（設置予定専修学校等以外の教育の用に供する施設を含み、学校設置認可の有無を問わない。以下「教育施設」という。）を運営している学校法人以外の者が、学校法人を設立し、かつ、専修学校又は各種学校の設置の認可を受けようとする場合について準用する。

- (4) 前項の場合においては、次のいずれかを満たしていなければならない。

ア 既に借用した状態で運営している教育施設を運営する者が法人である場合には、設立しようとする学校法人の理事長には、当該教育施設を運営する法人の代表者が就任し、かつ、理事長を除く理事の半数以上に、当該法人の役員等が就任するものであること。この場合、これらの者は原則として修業年限の期間は理事長又は理事の職にあること。

イ 既に借用した状態で運営している教育施設を運営する者が個人である場合には、設立しようとする学校法人の理事長には、当該教育施設を運営する者が就任し、原則として修業年限の期間は理事長の職にあること。

- (5) 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。

#### 4 役員等について

- (1) 理事及び監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、準学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。また、単に名目上の者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。
- (2) 理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (3) 準学校法人の事務を処理するため、その設置する専修学校又は各種学校の規模に応じた適切な事務組織が設けられていなければならないこと。

## 5 その他

- (1) その設置する専修学校又は各種学校の生徒定員は、各学校ごとに、原則として80人以上であり、当該定員を充足できる確実な見込みがあること。この場合、「生徒定員」とは、学則で定める収容定員のうち同時に収容する生徒の収容定員の合計とする。
- (2) 学校の経営が営利企業的でないこと。この場合「営利企業的でない」とは、公益法人として適当な経理及び運営が行われ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも、次の要件をみたしていることを要するものとする。
  - ア 当該法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、生徒諸費（支給教材費及びこれに関連する費用、支給奨学金及びこれに類する費用、生徒の保健費及び福利厚生費並びに生徒の娯楽運動に要する費用をいう。）並びに教育用備品費（図書費、教具費及び校具費をいう。）の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。
  - イ 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。以下同じ。）その他の金品の合計額は、当該法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額額の3倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。
  - ウ 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬（給与に準ずるものに限る。）を受けないこと。
  - エ 学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者並びにその配偶者及び3親等以内の親族が住居その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。
- (3) 専修学校を設置しようとする場合には「埼玉県私立専修学校設置認可に係る審査基準」を、各種学校を設置しようとする場合には「埼玉県私立各種学校設置認可に係る審査基準」を満たすものであること。

## 第2 準学校法人が専修学校又は各種学校を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

### 1 立地条件について

立地条件については、第1の1を準用すること。

## 2 施設及び設備について

- (1) 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入を収納していること。なお、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。
- (2) 施設及び設備に係るその他の事項については、第1の2を準用すること。

## 3 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第1の3を準用すること。この場合において、「準学校法人の設立時までには保有することが確実な状態にあること」は「申請時において保有すること」と読み替えるものとする。

## 4 役員等について

役員等については、第1の4を準用すること。

## 5 既設校等について

- (1) 従来設置している専修学校又は各種学校（以下「既設の専修・各種学校」という。）の施設及び設備は、専修学校設置基準、各種学校規程等の定める基準に適合していること。
- (2) 既設の専修・各種学校の在籍生徒数が原則として収容定員の1.5倍未満でなければならないこと。
- (3) 既設の専修・各種学校のうち完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の専修学校又は各種学校の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。
- (4) 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が2分の1以下であり、かつ、従来設置している学校のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20パーセントを上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。
- (5) 専修学校又は各種学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実が無いこと。例えば、次の事項に留意すること。
  - ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無  
ウ 日本私学振興財団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付の状況

## 6 その他

第1の5を準用すること。

### 第3 準学校法人が専修学校又は各種学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

準学校法人が専修学校又は各種学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第2に準じて審査する。ただし、当該課程の設置が専修学校又は各種学校の教育条件の向上又は準学校法人の運営のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、準学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

### 第4 外国人学校を設置する準学校法人の寄附行為認可の特例

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校設置認可審査基準（以下「外国人学校審査基準」という。）に基づく外国人学校の設置に係る準学校法人寄附行為認可もしくは寄附行為変更認可の場合にあつては、第1の2(1)、3(2)、5(1)、及び第2の2(2)については、外国人学校審査基準の規定によるものとする。

#### 附 則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。